

恵庭市公式 LINE 情報配信システム構築及び

運用委託業務

公募型プロポーザル実施要領

令和 5 年 8 月

北海道恵庭市

目 次

1	趣旨	1
2	業務概要	1
3	選定方式	1
4	プロポーザル実施理由	1
5	参加資格要件	1
6	選定スケジュール	2
7	質疑及び回答方法	3
8	提出書類	3
9	プレゼンテーション要領	4
10	事業者の選定	5
11	辞退	6
12	その他・留意事項	6
13	問い合わせ・提出物郵送先	7

1 趣旨

この要領は、本市が委託する恵庭市公式 LINE 情報配信システム構築及び運用委託業務に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

恵庭市公式 LINE 情報配信システム構築及び運用委託業務

(2) 業務内容

別紙「恵庭市公式 LINE 情報配信システム構築及び運用委託業務仕様書」のとおり

(3) 業務場所

恵庭市内

(4) 業務の履行期間

契約締結の日から令和 6 年 3 月 31 日まで

(5) 予定価格

24,444,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限額とする。

3 選定方式

公募型プロポーザル方式

4 プロポーザル実施理由

本事業は価格による入札では、目的を達成できない業者が選定されることがあることから、専門的な技術及び知識並びに経験を有する業者を公平に評価し、業者を選定する。

5 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定

に該当する者でないこと。

- (2) 経営状態が不健全であると認められる者でないこと。但し、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続開始の申立てをしたもの及び更生手続開始の申立てをなされた者にあつては裁判所の更生計画の認可の決定を受けた後「競争入札参加資格再審査申請」を提出し受理された者を、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申立てをした者及び再生手続開始の申立てをなされた者にあつては裁判所の再生計画の認可の決定を受けた後「競争入札参加資格再審査申請」を提出し受理された者を除く。
- (3) 恵庭市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、又は同条第4号に規定する暴力団関係事業者ではないこと。
- (4) 恵庭市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成21年1月15日実施）の規定による指名停止期間中でないこと。
- (5) 国税、都道府県税及び市区町村税並びに恵庭市税の滞納が無いこと。
- (6) その他選定、対象業務等の実施に際して適正さが阻害される事項がないこと。

6 選定スケジュール選定に係るスケジュールは以下のとおりとする。

項目	期日
実施要領等の公表	令和5年8月28日（月）
質疑書提出期限	令和5年8月31日（木）17時まで
質疑書回答予定	令和5年9月4日（月）まで
参加申込書提出期限	令和5年9月7日（木）17時まで
参加資格確認通知	令和5年9月11日（月）まで
企画提案書及び見積書提出期限	令和5年9月25日（月）17時まで
審査会（プレゼンテーション）	令和5年9月29日（金）※予定
審査結果通知	令和5年10月2日（月）まで
契約締結	令和5年10月16日（月）※予定

7 質疑及び回答方法

本業務に係る質疑については、「質疑書」（第1号様式）を用い、電子メールにて行うものとする。質疑書の提出期限は、令和5年8月31日（木）17時までとする。

質疑書に対する回答については、令和5年9月4日（月）までに恵庭市ホームページにおいて公表するものとする。

ただし、本プロポーザルに関連性が認められないもの及び質疑の内容が質問者及び他の業者の評価に不利益となる可能性のあるものは公表しない。

8 提出書類

プロポーザルに参加する者は、下記の書類を各提出期限までに情報政策課に提出すること。

(1) 「公募型プロポーザル参加申込書」および「同意書」

- ・提出期限 令和5年9月7日（木）17時必着
- ・所定の「公募型プロポーザル参加申込書」（第2号様式）、「同意書」（第3号様式）に必要事項を記入し、情報政策課に提出すること。
- ・提出方法は、電子メール、郵送（簡易書留）または持参によるものとし、提出部数は1部とする。なお、電子メールで提出する場合のファイル形式はPDFとする。
- ・提出期限を過ぎて「公募型プロポーザル参加申込書」の提出がなされた場合は、これを受理しないものとする。
- ・なお、持参の場合は土・日曜日及び祝日を除く8時45分から17時15分までとする。

(2) 「企画提案書」および「見積書」

- ・提出期限 令和5年9月25日（月）17時必着
- ・企画提案書（任意様式）及び見積書（任意様式）を作成のうえ、企画提案書表紙（第5号様式）及び公募条件確認書（第6号様式）を添付して、情報政策課に提出すること。
- ・企画提案書等の提出方法は、郵送（簡易書留）または持参によるものとする。
- ・提出部数は、見積書及び企画提案書表紙については各1部とし、企画提案書については10部とする。なお企画提案書は、企画提案者の商号又は名称、代表者名などを匿名としたものを9部、商号等を明らかにしたものを1部とする。

- ・見積書は、積算の内訳についても記載すること。(イニシャルコストとランニングコストもわかるように記載すること。)
 - ・企画提案書の内容は、本実施要領に定める評価項目を参照の上、評価可能となるよう記載すること。記載のない場合は失格とする。
 - ・企画提案書の作成は、原則A4版、横書きで、印刷は片面印刷とし、企画提案書表紙(第5号様式)及び公募条件確認書(第6号様式)を除いて、10ページ以内とする。A3版を使用する場合は、折綴じとする。
 - ・提出期限内に「企画提案書」及び「見積書」の提出がなされなかった場合は、辞退したものとみなす。
 - ・なお、持参の場合は土・日曜日及び祝日を除く8時45分から17時15分までとする。
- ※上記のほか、本市からプロポーザル実施に必要な書類の提出を求められた場合は提出に応じること。
- ・企画提案書の提出が多数ある場合は、審査委員会において審査及び評価を行い、プレゼンテーションによる評価を行う者として、概ね3社程度を選定する。

9 プレゼンテーション要領

プレゼンテーションは以下の要領で行うこと。なお、欠席の場合は、辞退したものとみなす。

- (1) プレゼンテーションは1事業者毎に行い、非公開とする。
- (2) プレゼンテーションへの参加人員は3名までとする。
- (3) 所要時間は1事業者あたり30分以内とし、その後、質疑応答を20分程度行う。
- (4) 事前に提出された企画提案書の内容について行うものとし、記載のない事項に関するプレゼンテーションや追加提案は認めない。
- (5) プレゼンテーションに必要な機材のうちスクリーン及びプロジェクターについては、本市にて用意するものとする。なお、パソコンやその他必要となるものは、各事業者にて用意すること。
- (6) オンラインで実施する場合は、本市にて webex ミーティング番号を用意するので、事前にその旨連絡すること。

10 事業者の選定

(1) 評価主体

事業者の選定については、「恵庭市公式 LINE 情報配信システム構築及び運用委託業務公募型プロポーザル審査委員会」が行う。審査委員会は、市職員による委員で構成する。

(2) 評価の方法

評価は、企画提案書、見積書及びプレゼンテーションの総合評価により行い、最も得点の高い事業者を契約候補者として選定する。

(3) 評価項目及び配点

区分	評価項目	配点
基本要件・導入スケジュール	基本要件・セキュリティ	10点
	導入スケジュール	5点
デザイン	リッチメニュー案	10点
	その他画面デザイン	10点
操作性	利用者における操作性	10点
	管理者における操作性	10点
機能	機能概要	10点
	機能の拡張性	10点
サポート・運用保守	サポート・運用保守	10点
ランニングコスト	ランニングコスト	5点
その他	その他提案	10点
	総合計	100点

(4) 備考

- ・企画提案書の作成に際しては、企画提案者の商号等を匿名としていることから、プレゼンテーションに際しても、商号等の表現については充分配慮すること。

- ・配点における最低点は60点とし、最低点を下回った場合は、契約候補者としなない。
- ・参加事業者が1者のみの場合も評価を実施し、評価及び事業者の選定は前記と同様の方法で行う。なお、当該参加事業者が最低点を下回った場合も、契約候補者としなない。
- ・最高点を得た契約候補者が辞退を申し出た場合や下記「(6) 留意事項」に該当した場合は、次順位の事業者を契約候補者とする。

(5) 結果の通知

選定結果については、書面にて通知するものとする。通知は令和5年10月2日（月）までに電子メールにて行うものとする。

(6) 留意事項

次のいずれかに該当するときは、契約候補者としての決定を取り消すものとする。

- ・本実施要領に定める参加資格要件を満たしていないとき。
- ・価格が予定価格を超えるとき。
- ・提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
- ・実施要領等で示された条件に適合しない書類の提出があったとき。
- ・プロポーザル方式により受注者を選定する過程において、不誠実な行為を行ったとき。
- ・著しく社会的信用を損なう行為等により、契約候補者としてふさわしくないと市が判断したとき。
- ・プレゼンテーションに参加しないとき。
- ・上記のほか、無効又は失格に相当する事由があると市長が認めたとき。

1.1 辞退

参加申込後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。

1.2 その他・留意事項

- (1) 本実施要領に記載がない事項については、双方協議のうえ、これを定めるものとする。
- (2) 本プロポーザルへの参加に係る一切の費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (3) 参加申込書の提出をもって、本実施要領の記載内容に同意したものとみなす。

- (4) 本実施要領及び各種申請書類は、恵庭市ホームページからダウンロードすること。
- (5) 提出書類受付後の書類の差し替え・返却・再提出は認めないものとする。
- (6) 提出された書類は、一切返却しないものとする。
- (7) 事業者からこの実施要領に基づき提出される書類の著作権は、作成者に帰属する。ただし、本市がプロポーザルに関する報告又は公表等のため必要な場合は、事業者の承諾を得ずに提出書類を無償で利用・複製することができるものとする。
- (8) 提出された企画提案書は、恵庭市情報公開条例（平成6年12月28日条例第18号）の規定による請求に基づき、同条例第10条に規定する非公開情報を除き、請求者に開示することができるものとする。
- (9) 契約候補者及び市で契約交渉を行うものとし、契約手続きは恵庭市契約事務規則によるものとする。
- (10) 一定の適格性を満たす事業者がないときは、契約候補者を選出しない場合がある。
- (11) プロポーザル方式における通知及び書類の提出方法については、持参、FAX、郵送、電子メール等の方法から、適当な方法を選定するものとする。

1.3 問い合わせ・提出物郵送先

〒061-1498

北海道恵庭市京町1番地

恵庭市役所総務部情報政策室情報政策課（担当 吉田、岡）

TEL：0123-33-3131（内2216・2217）

FAX：0123-33-3137

電子メール：jyohojimu@city.eniwa.hokkaido.jp

恵庭市役所ホームページ：<https://www.city.eniwa.hokkaido.jp/>